

金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. プロ向け市場の創設に伴う店頭売買有価証券市場に係る規定の整備

プロ向けの店頭売買有価証券市場における買付けの委託をすることができる者（プロ向け有価証券の発行者並びにそのオーナー、親会社及び役職員持株会等）を定める（第1条の2）。